## 現行料金表

使用区	<b>⇔</b>	面積(㎡)	使用料
使用区	))	田恨(111)	使用料(1時間)
ホール	全面	192.0	400円
	半面	96.0	200円
会議室A		48.0	200円
会議室B		54.0	200円
会議室C		60.0	200円
学童クラブ室	IN	90.0	200円
プレイスペー	-ス	90.4	100円
和室	·	26.0	100円
調理室		17.5	100円

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。
- 2 センターの附属設備及び備付物品の使用料は、規則で決める。
- 3 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、基本使用料にそれぞれ各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
- (1) 営利を目的として使用する場合 10割
- (2) 入場料その他これに類する料金の額(その料金に段階がある場合にあってはその最高額)が1,000円を超えるものを徴収する場合 10割
- 4 入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用 料を算定する。
- 5 11月1日から翌年の4月30日までの間に使用する場合は、暖房料として当該使用料の5割に相当する額を加算する。
- 6 調理室の使用料は、調理室をホールその他の使用区分とあわせて使用する場合には、徴収しない。

## 附帯設備 料金変更ありません

	有並及文の方のこれ						
種別	品名	単位	使用料	備考			
舞台関係	演台	1台	100円				
	移動用ステージ	1枚	100円				
音響関係	音響ワゴン	1台	100円	マイク1本含む			
	移動用音響ワゴン	1台	100円	有線マイク2本含む			
	アンプスピーカーセット	1台	100円	ワイヤレスマイク1本含む			
	マイク(ホール用)	1本	100円	ワイヤレスマイク3・有線マイク2			
映像展示関 係	ビデオプロジェクター	1台	100円				
	移動用スクリーン	1台	100円				
その他	展示パネル	1枚	100円				
	ミラーボード	1枚	100円	3枚			
	エアコン	1時間	100円	会議室C・学童クラブ室			
	電子ピアノ	1台	無料				

## 新料金表

初行並改							
使用区分		面積(m²)	市内在住者	市内在住者以外の者	営利目的		
			使用料(1時間)	使用料(1時間)	使用料(1時間)		
ホール	全面	192.0	440円	880円	1,760円		
	半面	96.0	220円	440円	880円		
会議室A		48.0	220円	440円	880円		
会議室B		54.0	220円	440円	880円		
会議室C		60,0	220円	440円	880円		
学童クラブ室		90.0	220円	440円	880円		
プレイスペース		90.4	110円	220円	440円		
和室		26.0	110円	220円	440円		
調理室		17.5	110円	220円	440円		

- 1 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第6条の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者及び半数以上がこれらの者で構成されている団体をいう。
- 2 市内在住者には、1に掲げるものの他、市内に勤務し、又は通学するものを含むものとす
- 3 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。
- 4 センターの附属設備及び備付物品の使用料は、規則で決める。
- 5 入場料その他これに類する料金の額(その料金に段階がある場合にあってはその最高額)が1,000 円を超えるものを徴収する場合は、営利目的の使用料の額とする。
- 6 入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。
- 7 11月1日から翌年の4月30日までの間に使用する場合は、暖房料として市内在住者の使用料の5割に相当する額を加算する。
- 8 調理室の使用料は、調理室をホールその他の使用区分とあわせて使用する場合には、徴収しない。
- ※ 令和2年3月31日までの予約は従来料金で対応します。
- ※ 変更後はこれまで割増し料金の時に派生していた暖房料・附帯設備への割り増しは なくなり、市民と同じ料金です。